

## アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 77

### スペシャルレター ケニア模倣品対策機関（ACA）による知的財産登録制度の概要

#### 目次

1	制度の目的	2
1.1	はじめに	2
1.2	ACA	2
1.3	模倣品問題－知的財産権登録制度	2
1.4	注意すべき表現	2
2	制度の背景	3
2.1	知的財産権登録制度	3
2.2	知的財産権登録制度の告知－第 34B 条	3
2.3	第 34B 条（登録の要件）に関する解説	5
2.4	登録に関する要件の概要	6
3	制度の概要	7
3.1	知的財産の登録	7
3.2	知的財産権登録の更新	8
3.3	目的 / 根拠	8
3.4	施行日	8
3.5	理由に関する状況－ACA との協議	9
3.6	犯罪と刑罰	9
4	ACA ガイドラインの概要	9
4.1	ガイドライン	9
4.2	ユーザーガイドラインの概要	10
5	登録される知的財産権の範囲	10
5.1	登録を必要とする知的財産権の種類	10
5.2	登録には結局どんな意味があるのか	10
6	模倣品取締機関統合管理システム（AIMS）-ステップ・バイ・ステップ・ガイド	12
7	よくある質問と回答	27
7.1	一般的な事項	27
7.2	運用	27
7.3	知的財産権の登録	28
8	ACA 登録制度に対する各国の企業その他利害関係者の対策	29
9	参照文献	30
10	付属書 1	30
11	付属書 2	32
12	付属書 3	33

## 1 制度の目的

### 1.1 はじめに

アフリカの大部分の国と同様、ケニアは模倣品に関わる問題を抱えている。しかし、アフリカの大部分の国とは異なり、ケニアは模倣品問題に対処するために数多くの対策を講じてきた。中でも注目すべき対策として、以下のようなものが挙げられる。

- 模倣品対策に特化した法律「模倣品取締法（Anti-Counterfeit Act）」（2008年法律第13号；以下「模倣品取締法」という）の採択
- 模倣品取締りのための専従機関である「模倣品取締機関」（Anti-Counterfeit Authority；以下「ACA」という）
- 最近導入されたACA登録プロセス—このプロセスが本報告書の主題となっている。

### 1.2 ACA

ACAの職務はACAのウェブサイト（<https://www.aca.go.ke/>）に掲げられている。ACAは以下の職務の遂行を要求される。

- 模倣品問題に関係する事項に関して、公衆向けの啓発活動と情報提供を行う。
- 模倣品取締法に従い、ケニア国内における模倣品および模倣品の貿易その他の取引を取り締まる。
- 模倣品取締りに関する研修プログラムの策定および推進。
- 模倣品取締りに関係する国家・地域の機関および国際機関と協力する。
- 知的財産権に必要な支援、普及活動および保護に関する政策および措置ならびに模倣品の流通範囲について政府に助言を提供する。
- 模倣品問題と知的財産権保護に関係する事項について、アンケート、研究および調査を実施する。

### 1.3 模倣品問題—知的財産権登録制度

ACAを含めたケニアの当局は、同国が特別法である模倣品取締法と専従の模倣品取締機関を擁しているにも関わらず、模倣品との戦いにまだ勝利を収めていないという認識に至ったようである。これら当局は、さらに踏み込んだ措置が必要だと結論に達したのである。この「さらに踏み込んだ措置」は、このたび知的財産権登録制度という形で結実した。この制度が、今回の報告書の基礎となっている。

### 1.4 注意すべき表現

知財専門家の観点から指摘しておかねばならないが、知的財産権登録制度の現状は、完全とはほど遠いものである。公開されている公式資料の一部は不明瞭であり、時には矛盾した記述も見受けられる。

その結果として、知的財産権登録制度に関して懸念が生じるだけでなく、疑い深い者の中には、単に税収を稼ぐ手段に過ぎないという見方をする者もある。とはいえ、知的財産権登録制度は実際に施行されているし、知的財産権者は否応なくその制度に取り組む必要があるだろう。

上述の事情すべてを考慮してもなお、税関への登録が適正に実施されれば、ケニアに輸入される商品に対する水際対策として重要な役割を果たすことになり、模倣品取締りにおいて非常に効率的な手段となるだろう。

## 2 制度の背景

### 2.1 知的財産権登録制度

ケニアが導入した制度の下では、知的財産権者は、自らの知的財産権を模倣品取締機関（ACA）に登録することを義務づけられる――当局の当初の発表は以下のサイトで閲覧することができる。

<https://www.aca.go.ke/recordation/commencement-of-recordation-of-ipr>

ここで指摘しておかねばならないが、この登録制度は、ケニアにおいて権利者がすでに取得している登録に追加されるものであって、既存の登録とは別物である。

ACA登録の目的は、ケニアの複数の当局が（ACAという機関を通じて）水際で模倣品を識別することにより、模倣品の流通阻止と破棄を容易にすることである。

しかし、この登録は、正確にはどのようなものだろうか？当局の関連サイトには、以下のよう長い説明が掲げられている（<https://public.aims.go.ke>）。

「登録は、知的財産の所有者/権利者が登録した商標、著作権その他、保護対象の知的財産権に関する情報を所有者/権利者から収集し、本邦に輸入されるすべての商品に関して収集した情報を電子化してデータベースに入力するプロセスである。これらの情報は、国境保護当局が本邦に輸入される商品の登録状況を確認する際に使用される。

ケニア産業財産権機関（Kenya Industrial Property Institute ; KIPI）または他の国際登録機関（登録の場所を問わない）に登録された著作物や産業財産権の所有者は、権利を侵害する外国の商品がケニアに輸入されるのを防ぐため、自らの有効な権利をACAに適正に登録するものとする」

### 2.2 知的財産権登録制度の告知―第34B条

2008年に導入された模倣品取締法にはACA登録のプログラム/要件に言及した規定は存在しないという点は指摘しておかねばならない。ACA登録プログラムは2018年の法改正の結果として世に出たものだからである。さらに、2018年の法改正の後も、施行規則が公布され、手数料が最終的に決定され、手続が実際に利用可能になるまでに長い遅滞の期間があったことは注目すべきである。この問題について当局がさほど緊急性を感じている様子はなかったと言わざるを得ない。

ACA登録の導入は大々的に公示された。この公示の経緯は以下のようなものであった。

#### 2.2.1 公告―第34B条

ACA登録は、「2018年法令改正法」（Statute Law (Miscellaneous Amendments) Act of 2018）と、模倣品取締法（2008年法律第13号）第34B条の新設によって導入された。当局によれば、登録の導入に当たっては広く公衆から意見を募ったという。登録の要件は、以下の公告によって発表された。

公告：知的財産権登録の開始（2022年公告第1号）。典拠法令：模倣品取締法（2008年法律第13号）第34B条、2021年公示第117号、2021年公示第118号。  
この公告の発効日は2022年7月1日と明記されている。公告には、知的財産権登録の要件が以下のような文言で述べられている。

- 「ケニアに輸入される商品に関する知的財産権は、その登録の場所に関わらず、<https://public.aims.aca.go.ke> のリンクを通じてACAに登録することを要する」
- 「知的財産権がACAに登録されていない商品をケニアに輸入することは犯罪とされる」
- 「登録されたすべての知的財産権には、模倣品取締法の規定に従い、模倣品の輸入に対する予防的な保護が提供されるものとする」
- 「2022年7月1日以降、ACAに関わる業務の遂行を許可され、登録された弁理士を除き、弁理士がACAに関わる職務を代行することは認められない。当局は弁理士に対し、許可と登録を求める申請書をACAに提出するよう注意喚起する」
- 「ACAはさらに、将来の輸入者に対し、2022年7月2日以降にケニアに輸入される商品に関する知的財産権の詳細を申告することが要件として義務づけられる旨を通告する」

#### 2.2.2 ACAのウェブサイト上での告知<sup>1</sup>（<https://www.aca.go.ke>）

ウェブサイトに掲載された告知の内容は以下のようなものである。

- 「知的財産権登録とは、知的財産権の権利者が登録した商標、著作権その他、保護対象の知的財産権に関する情報を権利者から収集し、収集した情報を電子化してデータベースに入力するプロセスである…」
- 「いかなる者であれ、ACAに登録されていない知的財産権を表示した商品または物品をケニアに輸入することは犯罪とされる」
- 「いかなる者であれ、ブランド表示のない商品または物品（原材料を除く）を業としてケニアに輸入することは犯罪とされる」

#### 2.2.3 模倣品取締機関統合管理システム（Anti-Counterfeit Authority Integrated Management System；AIMS）に関する告知（<https://public.aims.aca.go.ke>）

この告知にはいくつかの要求が含まれている。

- 告知には、登録とは「ケニアに輸入されるすべての商品について、商標、著作権、商号、その他保護対象の知的財産権に関係する知的財産権情報を収めたデータベースの創設」であるという説明がある。
- 「模倣品の輸入は、模倣品取締法の規定に基づく予防的な押収・没収または告発の対象となる。ACAに登録されていない知的財産権を表示した商品は、ケニアへの輸入を妨げられるものとする」と告知は述べている。

---

<sup>1</sup> <https://www.aca.go.ke/faqs-intellectual-property-rights-records>

- 前記の告知はさらに、模倣品取引の阻止は「事実上、消費者の健康と安全の予防的保護となり」、消費者は「模倣品の輸入により生じる不正競争」から保護されると述べている。
- ケニアはアフリカで2番目に知財登録制度を採用した国であり、そのシステムは米国、アラブ首長国連邦（UAE）、中国、モーリシャス、インドネシアといった国々の前例に従っている、と告知は述べている。

2.2.4 代理人として活動する許可を求める申請に関するユーザーガイドラインと、模倣品取締機関統合管理システム（AIMS）については、上の2.2.3条に示した告知の「付属書2」に示されている（参照サイト：<https://public.aims.aca.go.ke>）

この告知には以下の重要なポイントが示されている。

「知的財産権者は、1個の製品について登録された知的財産権すべてをACAに登録することを義務づけられるわけではない」（下線筆者）

### 2.3 第34B条（登録の要件）に関する解説

上述した各種の告知は、いくつかの事項を教示している。

2.3.1 ケニア当局は実質的に二重の登録制度というべきシステムを導入している。知的財産権者がケニアに商品を輸入する場合、自らの権利を別途ACAに登録することを義務づけられる。それはつまり、未登録の商品の輸入は犯罪となり、そのような輸入は阻止されるという意味である。ACAへの登録により、輸入品に影響を及ぼす知的財産権のデータベースが構築される。登録が知的財産権者にもたらすメリットは、税関職員が模倣品を押収してくれるという点である。

2.3.2 模倣品取引は主として商標権に関係してくる（「商標」という語は関係書類全体を指す）。模倣品取締法はすべての知的財産権に適用されるようである。関連規定である第34B条には、「著作権、商号、その他の形態のあらゆる知的財産権」という語が使われている。「知的財産権」という語は同法の第2条に定義されており、著作権、植物育成者権、商標権その他、「2001年産業財産法（Industrial Property Act, 2001）」（2001年法律第3号）に基づき保護される権利が含まれるとされている。

2.3.3 とはいえ、我々の見るところ、登録（および模倣品取締法）は主として商標に関するものである。登録意匠をACAに登録することは可能であろうし、ACAへの登録が妥当とされる場合もあるだろう。例えば、意匠が重要な識別力を持っている場合、製品の出所を表示する機能を有している場合等である。

実務レベルで言えば、当事務所（Spoor & Fisher）とACAの間で行われた協議（協議内容の詳細については3.5の項目を参照）により、特許についてはACAへの登録は意味がないだろうし、登録意匠のACA登録に関しても状況は曖昧であることが示唆されている。当方の見解によれば、現状を鑑みれば著作権についても登録は極めて困難であろうと思われる。

2.3.4 多くの商品は、複数の知的財産権の対象となっている。ACA のウェブサイト (<https://www.aca.go.ke>) には「ACA に登録されていない知的財産権を表示した商品は、ケニアへの輸入を妨げられるものとする」という記述があるが、ユーザーガイドラインには「知的財産権者は、1 個の製品について登録された知的財産権すべてを ACA に登録することを義務づけられるわけではない」と説明されており、両者の間に矛盾が存在するように思われる。

筆者らの見解によれば、1 個の製品が 2 つのブランド（販売元ブランドと製品ブランド）を有している場合、販売元ブランドを登録するだけで十分と思われる。ということは、製品に表示された商標が意匠登録の対象となっている場合、商標を登録するだけで意匠登録の方は登録しなくても十分だろうということでもある。

2.3.5 ACA 登録の根拠となりうるのはケニアの国内登録のみである、と推定するのが妥当であろうと思われるが、実はそうではない。「登録の場所に関わらず」という文言により、外国の登録であっても構わないという点が明確にされているからである。同様に、「2021 年模倣品取締（登録）規則」（Anti-Counterfeit (Recordation) Regulations 2021；以下「登録規則」という）によれば、「登録証」（Certificate of Registration）という語は、「成文法に基づき発行された、知的財産権の保護に関する証明書」と定義されている。

2.3.6 ACA 登録が存在している場合、当局は模倣品の予防的な押収を行うことになる。これこそ登録をもたらす主要なメリットと思われる。

2.3.7 いくつかの犯罪が法に規定されており、それらの犯罪に対する刑罰は重く、初犯の場合は 5 年の禁錮刑または商品の価額の 3 倍に相当する罰金となる。累犯の場合は 15 年の禁錮刑または商品価額の 15 倍の罰金となる。

- 第 32 条(j)は、ACA に登録されていない商標、商号または著作権を表示した商品をケニアに輸入することは犯罪であると規定している。
- 第 32 条(k)は、ブランド表示のない商品または物品（原材料を除く）を業としてケニアに輸入することは犯罪であると規定している。
- 第 32 条(l)は、輸入される商品について存在している知的財産権の申告を怠ることは犯罪であると規定している。
- 第 32 条(m)は、輸入される商品について存在する知的財産権の数量を偽って申告することは犯罪であると規定している。

2.3.8 第 32 条に定める犯罪が行われたのではないかという疑いを知的財産権者が抱いた場合、第 33 条に基づき知的財産権者が ACA 事務局長に告発状を提出するための手続が存在している。

## 2.4 登録に関する要件の概要

曖昧な点および明瞭にされていない側面が存在している。それゆえ、現状に対する評価は以下のようなになる。

- 2.4.1 ケニアに商品を輸入しようとしている企業の場合、ACA 登録は必須（要件）である--登録のない商品を輸入するのは違法である。商品がケニアから輸出される場合には登録は要求されないという点に留意されたい。
- 2.4.2 企業は自社商標をケニア国内で登録することが望ましい。特にその商標がケニアにおいて使用される場合にはそうである。ACA 登録の根拠として外国の登録を利用することもできるが、法的手続を開始するためにはケニアの登録を有している必要がある。ケニアの商標出願が登録に至った場合、ACA 登録の根拠となっていた外国の登録をケニアの商標登録に変更することができる。
- 2.4.3 一部の見解によれば、製品に関係する知的財産権をすべて登録する必要はない。
- 2.4.4 登録に伴う重大なメリットは（輸入が合法になるという点を除けば）登録人である企業の製品の模倣品の流通を阻止するよう ACA が要求できるという点である。
- 2.4.5 登録は毎年更新する必要がある。
- 2.4.6 ブランド表示のない商品を輸入することは違法である（原材料に関する例外規定は存在するが）。原材料は、登録規則の中では、「商品製造の際に構成要素として使用される物質」と定義されている。
- 2.4.7 模倣品が輸入された時点で最初に接触する行政機関としての税関の役割については、十分な規定がない。

第 34B 条の規定の全文は、付属書 1 に示されている。

### 3 制度の概要

新たな登録制度の最も重要な特徴は以下のようなものである。

#### 3.1 知的財産の登録

手続の詳細を述べる前に、原材料に関して使用される商標や専ら役務に関して使用される商標は登録する必要がない、という前提を念頭に置いておきたい。これは覚えておく価値がある。登録人となりうる者については規則が存在する。登録規則の第 2 条、3 条、4 条を参照されたい。同規則は、登録人は知的財産の所有者でなければならないと規定している。輸入者が登録人でない場合、権利者と ACA 登録番号に関する情報を提出しなければならない。上記以外のタイプの商標全般についても詳細な登録プロセスが存在しており、そのプロセスは以下のサイトに記載されている：<https://public.aims.aca.go.ke>。登録に伴って以下の行為等が要求される。

- 3.1.1 「書式 ACA18」を用いてアカウントを開設する。
- 3.1.2 権利者および製造地に関する詳細な情報と、商標が表示された商品のデジタル写真のサンプルを提出する。
- 3.1.3 使用許可を取得している外国人の商標使用者およびディストリビューターの識別情報を提出する。
- 3.1.4 商標使用者の親会社または子会社の識別情報を提出する。
- 3.1.5 知的財産権の登録証の認証済みの写しを提出する。
- 3.1.6 最初の商品区分については 9,000 ケニア・シリング（米ドル換算で 90 ドル）、追加される区分については 1 区分につき 1,000 ケニア・シリング（米ドル換算で 10 ドル）の手料金を支払う。以上の料金は改定される可能性がある。
- 3.1.7 申請が承認された時点で、ACA は認証マーク（模倣品に対するセキュリティ手段の一形態）を発行し、自社の商品に認証マークを表示する義務が商標権者に課されることになる。ACA は認証マークを表示していない商品を破棄することができるからである。セキュリティ手段の実装はかなり先のことになりそうである。
- 3.1.8 ACA 登録の有効期間は当該登録が承認された日から 1 年間、または現在有効な知的財産権登録の残余登録期間（いずれか短い方の期間）となる。ACA 登録は毎年更新することを要する。ACA に登録された知的財産権については、更新を示す証拠を ACA に提出する義務が知的財産権者に課される。更新の証拠が提出されない場合、ACA 登録は失効してしまう。ACA がブランド権利者に対し失効を警告することはない。知的財産権登録の更新に関する情報を常に ACA に提供し、かつ、登録それ自体を更新する責任は、ブランド権利者が負うことになる。
- 3.1.9 権利が譲渡された場合、新たな権利者に関する詳細情報を ACA に通知しなければならない。

### 3.2 知的財産権登録の更新

以下のポイントが重要である。

- 更新を毎年行うこと。
- 更新の申請書は、登録失効の 30 日前までに提出しなければならない。
- 現在有効な知的財産権登録証の写しを提出しなければならない。所有権の変更があった場合には、その変更に関する詳細情報を同時に提出すること。

### 3.3 目的 / 根拠

ケニアが二重の登録プロセスを採用した背景にある理論的根拠は、輸入された模倣品に関して税関職員と同等の権限を ACA の調査官に与えることである。今回導入された新たな制度により、通関手続の時点で押収される模倣品の量は増加するものと思われる。

### 3.4 施行日

新たな制度は当初 2022 年 7 月 1 日から施行される予定であった（公告 2022 年第 1 号 模倣品取締機関）。この施行日はその後 2023 年 1 月 1 日に延期された（公告 2022 年第 2 号 模倣品取締機関）。<sup>2</sup>

しかし、2023 年 1 月 1 日という施行日については懸念が存在する。最大の不安材料は、1 月 1 日はクリスマスの長期休暇が明けた直後に当たるということである。それに、1 月 1 日はほとんどの国において祝日とされているのだ。

---

<sup>2</sup> <https://www.aca.go.ke/extension-of-deadline-commencement-of-recordation-of-ipr>



### 3.5 理由に関する状況—ACA との協議

前述したように、模倣品取締法は「知的財産権」に言及しているが、主な狙いは商標であるように思われる。以前 ACA と行った協議では、以下のような事実が示唆されている。

- 3.5.1 商標登録に関しては、主要な（または最も重要な）商標に限定するのが理想的である。おそらく、会社の自社商標に限定する方が良いだろう。
- 3.5.2 ACA が登録意匠の登録を処理できるか否かは不明瞭である。
- 3.5.3 ACA が特許の登録を処理できないことは確実であろうと思われる。
- 3.5.4 短期的な目標は、主として統計を作成することである---注目に値する新事実であるが、ACA は、施行から短期間のうちに ACA に登録されていない商品を押収することはないだろうと当事務所に告げた。

ACA の見解によれば、短期的な主要目標は、制度の次の段階に備えて単純に統計データを集めることと、ブランド権利者たちに登録申請を奨励することである。次の段階では、模倣品の識別、流通阻止および破棄といった意味での法執行活動が必要となるだろう。この発言は少し奇妙に思われる。登録は「義務的な」ものだと言われているからだ。

### 3.6 犯罪と刑罰

一連の犯罪が第 32 条に規定されている。それらの規定によれば、特に以下のような行為が犯罪に相当する。

- 3.6.1 当局に登録されていない商標、商号または著作権を表示した商品または物品をケニアに輸入する---第 32 条(i)
- 3.6.2 ブランド表示のない商品または物品（原材料を除く）を業としてケニアに輸入する---第 32 条(k)
- 3.6.3 ケニアに輸入される商品について存在している知的財産権の数量について申告を怠る---第 32 条(l)
- 3.6.4 ケニアに輸入される商品について存在する知的財産権の数量について虚偽の申告をする---第 32 条(m)

第 35 条は、上記の犯罪に対する刑罰として 5 年以下の禁錮および/または罰金が科されることがあると規定している。

## 4 ACA ガイドラインの概要

### 4.1 ガイドライン

ACA は、それぞれ独立した 2 種類のガイドラインを発行している。すなわち

- 4.1.1 知的財産権の登録申請に関するユーザーガイドライン
- 4.1.2 代理人としての活動許可に関するユーザーガイドライン

ガイドラインは以下のサイトに掲載されている：<https://www.aca.go.ke/recordation/user-guidelines-aims-application-for-ipr-recordation-and-agent>

これらのガイドラインも、「付属書 2」および「付属書 3」の表示を付して本報告書に添付されている。

## 4.2 ユーザーガイドラインの概要

知的財産権の登録に関するユーザーガイドラインの概要である。このガイドラインは、日本企業にとって最も重要なものであろうと想像される。登録申請を行う際には常に、このガイドラインの一字一句を吟味することが望ましい。

- 4.2.1 知的財産権者または同人の代理人は、システムにログインすることができる。代理人となるためには、公証人により証明された委任状が必要になる。
- 4.2.2 申請人は、個人、パートナーシップまたは会社として、登録を行うことができる。
- 4.2.3 知的財産権の種類を明らかにしなければならない。
- 4.2.4 登録を求める知的財産権が登録商標または登録意匠である場合、登録の対象となる商品区分を記入しなければならない。
- 4.2.5 登録に関わる詳細情報（知的財産権が登録商標または登録意匠である場合には、登録の対象となる区分を含む）を提出しなければならない。
- 4.2.6 製造者、子会社、代理店、親会社、ライセンサーに関する詳細情報を提出しなければならない。
- 4.2.7 商品に関する詳細情報を写真とともに提出しなければならない。
- 4.2.8 請求書1通を作成することを要する。
- 4.2.9 請求書の支払は承認された所定の方法のいずれかを用いて行わなければならない。
- 4.2.10 申請書を提出しなければならない。提出された申請書は30日以内に処理される。
- 4.2.11 登録証が発行される。登録書の有効期間は12か月で、50 USドルの費用で登録を更新することができる。この料金は改定されることがある。

## 5 登録される知的財産権の範囲

### 5.1 登録を必要とする知的財産権の種類

知的財産を登録すべき企業とは厳密に言えばどのような企業か、という問題は盛んに論じられる問題である。この点について協議を行う際には、本報告書の2.3の項目を参照してみると有益であろう。

考慮すべき重要なポイントは以下の2つである。

- 5.1.1 一般的な原則として、ケニア向けに輸出される商品に使用されている知的財産権は、ACAに登録する必要がある。
- 5.1.2 ただし、AIMSのユーザーガイドには、製品に表示される知的財産権をすべてACAに登録する必要はないという記載がある。

### 5.2 登録には結局どんな意味があるのか

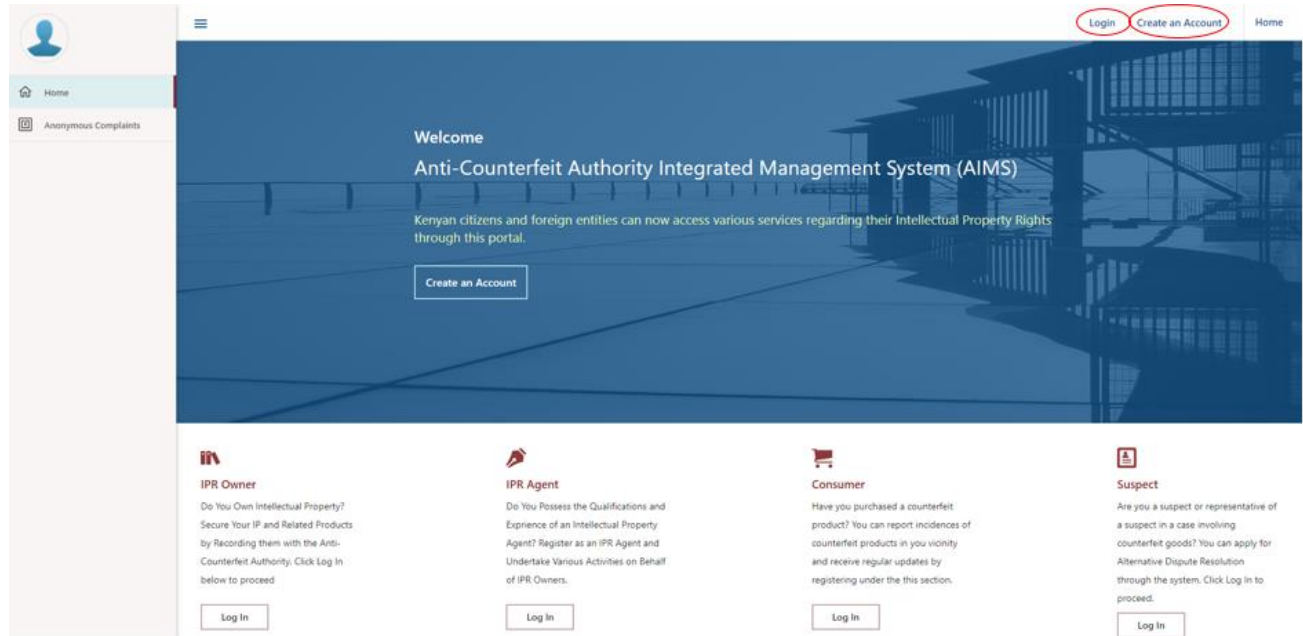
この点について、刊行された文献には全く説明がない。権利者はベストを尽くしてその意味を解釈する必要があるだろう。我々の解釈は以下のようなものである。

- 5.2.1 新たな登録制度は、本質的には模倣品問題に対処することを目的としている。
- 5.2.2 模倣品問題が商標権に関係してくる度合いは、他の知的財産権に比して遥かに大きい。特許の場合、模倣品絡みの問題が生じることは（仮にあったとしても）稀であり、登録意匠に関連して模倣品問題が発生することはありうるし、著作権についても同様のことが言えよう。しかし、模倣品が絡んだ事案の大半は商標に関わるものである。
- 5.2.3 純粋に実務的な観点から見ると、権利者は自らの商標権を ACA に登録することに専心すべきである。
- 5.2.4 登録すべき商標権とはどのような種類の商標権かという問題については、自社のすべての製品に表示される会社の商標の登録に集中するのが実利的なアプローチであろう、と我々は推測する。
- 5.2.5 従属的な商標/製品商標（製品の形状をモチーフにした商標も含まれるかもしれない）について言えば、権利者は状況に応じて登録が妥当か否かをいちいち判断する必要があるだろう。

## 6 模倣品取締機関統合管理システム (AIMS) -ステップ・バイ・ステップ・ガイド

ホームページ - <https://public.aims.aca.go.ke/home>

以下は、このシステムを現在利用しているユーザー向けに、アカウントの開設およびログインの手順を示したものである。




アカウントの開設:

The screenshot shows the 'CREATE AN ACCOUNT' form. The form is divided into two main sections: '1. Provide Your Name Below' and '2. Enter Your Email and Create a Password'. The first section includes fields for 'First Name', 'Last Name', 'Phone Number' (with a dropdown for phone code and a text field for the number), 'Company Name', and 'Designation'. The second section includes an 'Email' field and a 'Password' field. Below the password field, there are 'Password Rules' listed: 'i. Ensure you're password is at least 6 characters long.' and 'ii. Ensure you're password has at least 1 uppercase letter, 1 lowercase letter, 1 number and 1 special character. Example: **Apple205**'. The form is set against a blue background with the ACA logo at the top.

ログイン:

Navigation: [Login](#) [Create an Account](#) [Home](#)

Management System (AIMS)  
regarding their Intellectual Property Rights




**LOGIN**

[Not Registered? Register Here](#)

Your Email Address

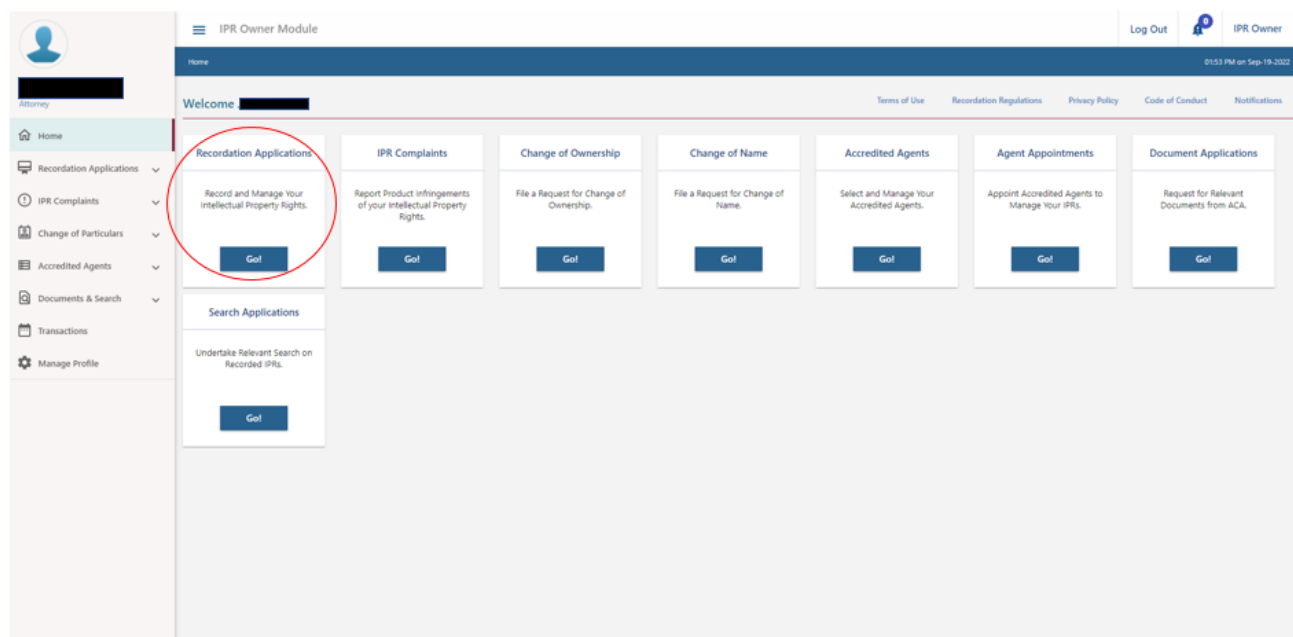
Your Password

Remember My Login

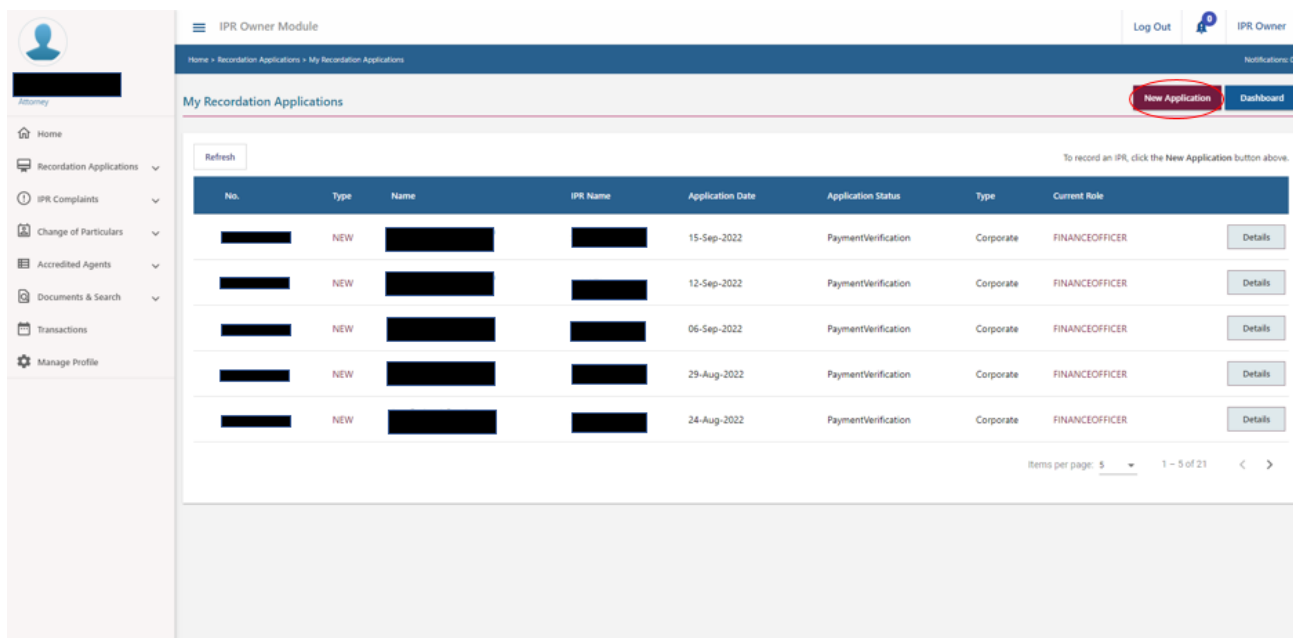
[Forgot Your Password? Click Here](#)

ログインした時点で、ダッシュボードは以下の画像のようになっている。  
この画面から様々な機能を利用することができる。登録申請を行う場合には登録のボックスを選択する。



### ユーザーの登録申請：

ユーザーのアカウントにおいて係属中の申請すべての概要が画面に示される。それぞれの申請について参照番号、知的財産権者の詳細、申請日、申請の現状が表示される。  
新規の申請書を提出する場合、「新規申請」(new application)のボタンを選ぶだけでよい。



新たな知的財産権の登録：

### セクション1：申請人の詳細

このセクションでは、申請人が自らの詳細情報を空欄に入力することになる。

The screenshot displays the 'New IPR Recordation' form in the IPR Owner Module. The form is divided into two main sections: 'Basic Details' and 'Postal Address'. The 'Basic Details' section includes fields for First Name, Last Name, Email Address, Code, Phone Number, Identification Type (NationalID), ID Number/Passport Number, and Nationality. The 'Postal Address' section includes fields for PO Box, Post Code, City, and Country. A 'Physical Address' section is also visible, with fields for Street/Building/Floor, City, and Country. A 'Save Details' button is located at the bottom of the form, along with 'Previous' and 'Next' navigation buttons. A 'Sections' sidebar on the right shows a checklist of steps, with '1 - Applicant Details' checked.

次のステップは、知的財産権を使用している事業のタイプを選択する。この選択は必須である。いずれかを選択した後に次のステップに進む。図の画面では、事業タイプとして「会社」(company) が選択されている。

IPR Owner Module

Log Out

IPR Owner

Home > Recordation Applications > New IPR Recordation

Notifications: 0

### New IPR Recordation

Go Back

#### 2. IPR OWNER DETAILS

a) Select the type of IPR Owner whether individual, Partnership or Company.

Individual  Partnership  Company

Sections

- 1 - Applicant Details
- 2 - IPR Owner Details
- 3 - IPR Information
- 4 - IPR Agents
- 5 - Related Products
- 6 - Confirmation
- 7 - Invoice
- 8 - Submitted



## セクション 2: 知的財産権者の詳細 :


申請書のこの部分では、AIMS のシステムが知的財産権に関する様々な情報を要求してくる。一部の情報は入力必須であるが、任意で入力される情報もある。必須の情報はすべて記入/提供されなければならない。

### 2. IPR OWNER DETAILS

a) Select the type of IPR Owner whether Individual, Partnership or Company.

Individual  Partnership  Company

b) Based on the type of IPR Owner selected, complete the form below. For partnership, click the *Add Partner* button.

 Company

#### Company Details

Company Name

Email Address

Code  Phone Number

Certificate of Incorporation Number

PIN No.

Country of Registration

#### Sections

- 1 - Applicant Details
- 2 - IPR Owner Details
- 3 - IPR Information
- 4 - IPR Agents
- 5 - Related Products
- 6 - Confirmation
- 7 - Invoice
- 8 - Submitted

### Postal Address

PO Box	Postal Code
City	Country ▼

### Physical Address

Street/Building/Floor	
City	Country ▼

### Certificate of Incorporation (Required)

A Certificate of Incorporation must be provided.

Attach a copy of your Certificate of Incorporation, in PDF format only, by clicking the button below. (Must be less than 4 MB)

Attach 

### Company PIN (Optional)

Attach a copy of your Company PIN, in PDF format only, by clicking the button below. (Must be less than 4 MB)

Attach 

Save your company details by clicking the Save Details button below.

Previous

Save Details

### セクション3:知的財産権情報:

申請書のセクション3では、知的財産それ自体に関する詳細情報の入力求められる。この事例では、下図のように「商標保護」を選択することにする。

IPR Owner Module

Home > Recordation Applications > New IPR Recordation

Log Out IPR Owner

Notifications: 0

New IPR Recordation [Go Back](#)

### 3. IPR INFORMATION

Please complete the IPR Details section first before proceeding to the remaining sections.

Select the IPR Type from the list provided below.

Trademark	<input checked="" type="checkbox"/>
Industrial Design	<input type="checkbox"/>
Patent	<input type="checkbox"/>
Utility Models	<input type="checkbox"/>
Copyright	<input type="checkbox"/>
Others	<input type="checkbox"/>

Provide the IPR Name, Expiry Date and IPR Number in fields provided below.

IPR Name

IPR Expiry Date

Hint: Click on the Calendar icon to select the Expiry Date

IPR Owner Module

Log Out IPR Owner

Notifications: 0

Sections

- 1 - Applicant Details
- 2 - IPR Owner Details
- 3 - IPR Information
- 4 - IPR Agents
- 5 - Related Products
- 6 - Confirmation
- 7 - Invoice
- 8 - Submitted

IPR Owner Module

Home > Recordation Applications > New IPR Recordation

Log Out IPR Owner

Notifications: 0

New IPR Recordation [Go Back](#)

### 3. IPR INFORMATION

Please complete the IPR Details section first before proceeding to the remaining sections.

Select the IPR Type from the list provided below.

Trademark	<input checked="" type="checkbox"/>
Industrial Design	<input type="checkbox"/>
Patent	<input type="checkbox"/>
Utility Models	<input type="checkbox"/>
Copyright	<input type="checkbox"/>
Others	<input type="checkbox"/>

Provide the IPR Name, Expiry Date and IPR Number in fields provided below.

IPR Name

IPR Expiry Date

Hint: Click on the Calendar icon to select the Expiry Date

IPR Owner Module

Log Out IPR Owner

Notifications: 0


Sections

- 1 - Applicant Details
- 2 - IPR Owner Details
- 3 - IPR Information
- 4 - IPR Agents
- 5 - Related Products
- 6 - Confirmation
- 7 - Invoice
- 8 - Submitted

このセクションの残りの部分では、知的財産権により保護される知的財産（この事例では自社商標）に関して、さらに詳細な情報の提供が申請人に要求される。  
ここで要求される情報は、知的財産権の名称、権利消滅の時期、知的財産の登録番号である。  
最後に、登録を証明する証拠として、申請人は商標登録証および更新証明書の写しを添付しなければならない。

Provide the IPR Name, Expiry Date and IPR Number in fields provided below.

IPR Name

IPR Expiry Date 

Hint: Click on the Calendar Icon to select the Expiry Date


IPR Number

**Attachments**

1. Certificate for Registration of IPR


A Certificate for Registration of IPR must be provided.

Attach a copy of your Certificate for Registration of IPR, in PDF format only, by clicking the button below. (Must be less than 4 MB)

Attach 

2. Certificate for Use in Legal Proceedings (Optional)

Attach a copy of your Certificate for Use in Legal Proceedings, in PDF format only, by clicking the button below. (Must be less than 4 MB)

Attach 

Trademark Classes    Industrial Design Classes

To select Trademark Classes, choose the Trademark IPR Type above.

申請人が「提示されたリストから知的財産権のタイプを選択」という画面から商標を選択した場合、次のステップは商標区分の選択である。  
この段階で申請人は、自らが保護を求める区分を選択する機会を与えられる。これは単純な選択手順によって行われる。システムから提示されるリストは、ニース分類に従った区分の見出しを列挙したものである。  
この区分の選択によって登録に伴う所定の費用が決定されるという点に留意されたい。  
さらに、申請人は商標登録証を提出しなければならないという点にも留意されたい。前記の登録証と選択された保護区分との間には、相関関係が存在する、例えば、知的財産権が第1類および第2類について保護を受けている場合、第1類と第2類を必ず選択しなければならない。そうでない場合、申請は却下されることになる。

Select the classes that appear on your IPR Certificate from the list provided below.

Trademark Classes

Industrial Design Classes

Select Trademark Class

- Class 1**  
Description  
Chemicals for use in industry, science and photography, as well as in agriculture, horticulture and forestry; unprocessed artificial resins, unprocessed plastics; fire extinguishing and fire prevention compositions; tempering and soldering preparations; substances for tanning animal skins and hides; adhesives for use in industry; putties and other paste fillers; compost, manures, fertilizers; biological preparations for use in industry and science.
- Class 2**  
Description  
Paints, varnishes, lacquers; preservatives against rust and against deterioration of wood; colorants, dyes; inks for printing, marking and engraving; raw natural resins; metals in foil and powder form for use in painting, decorating, printing and art.
- Class 3**  
Description  
Non-medicated cosmetics and toiletry preparations; non-medicated dentifrices; perfumery, essential oils; bleaching preparations and other substances for laundry use; cleaning, polishing, scouring and abrasive preparations.
- Class 4**  
Description  
Industrial oils and greases, wax; lubricants; dust absorbing, wetting and binding compositions; fuels and illuminants; candles and wicks for lighting.
- Class 5**  
Description  
Pharmaceuticals, medical and veterinary preparations; sanitary preparations for medical purposes; dietetic food and substances adapted for medical or veterinary use, food for babies; dietary supplements for human beings and animals; plasters, materials for dressings; material for stopping teeth, dental wax; disinfectants; preparations for destroying vermin; fungicides, herbicides.

Items per page: 5 1 - 5 of 45 < >

詳細情報のセーブが完了すると、製造者、外国の関連事業体、親会社/子会社およびライセンシーに関する詳細情報を提供するオプションが利用できるようになる。  
図に示したように、製造者に関する詳細情報の入力必須であるため、申請手続きを続行するためにはそれらの情報を提供しなければならない。

Items per page: 5 1 - 5 of 45 < >

To select Trademark Classes, choose the Trademark IPR Type above.

Save your IPR Details by clicking the Save Details button below.

[Save Details](#)

Provide Your Manufacturer(s) Details (Required).

Provide Your Foreign Entities' Details.

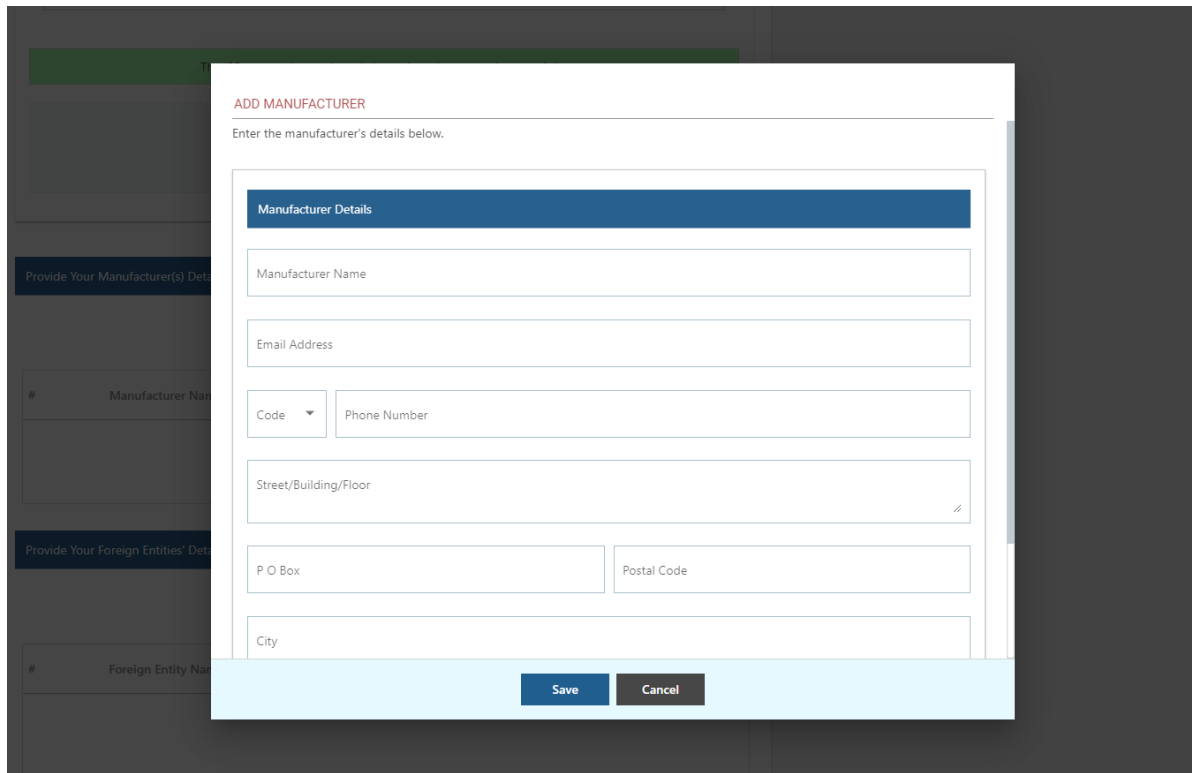
Provide Your Parent/Subsidiaries Details.

Provide Your Licensees Details.

At least one manufacturer must be provided.

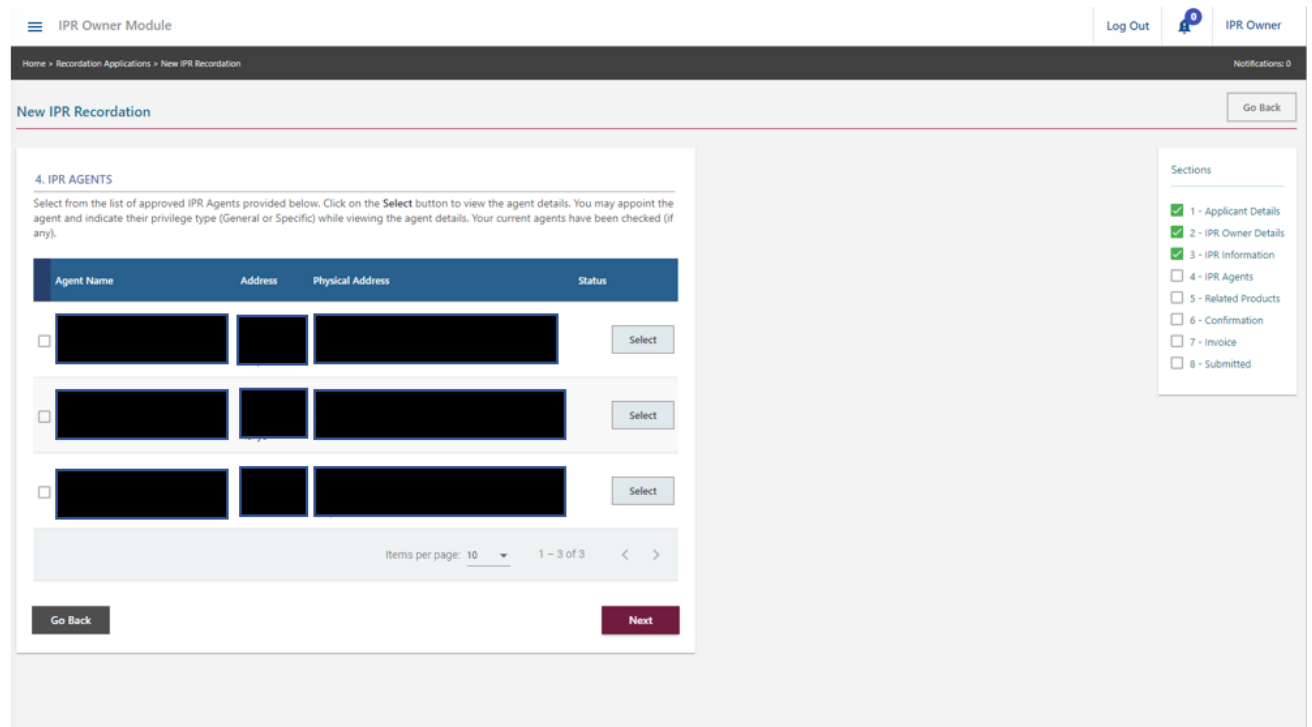
[Previous](#) [Next](#)

この時点で、申請人が手続を続行するためには製造者に関する詳細情報を記入する必要がある。他のタブ（外国の関連事業体、親会社/子会社、ライセンシー）で提供される情報を記入するか否かは任意である。製造者情報のセーブが完了すると、申請人は次のセクションに進めるようになる。



#### セクション 4 : 知的財産権に関する代理人 :

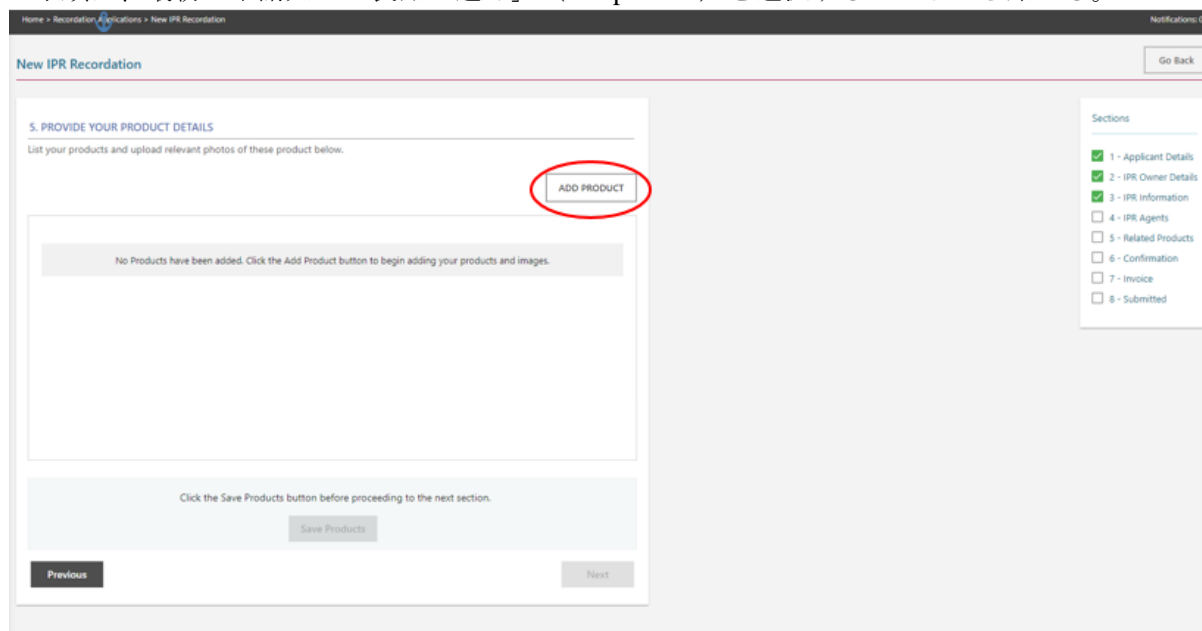
このセクションでは、申請人の手続を代行する現地の弁理士を指名する機会が申請人に与えられる。代理人の指名は義務ではなく、申請人はこのセクションでは何も選択せずに先に進むこともできる。



## セクション 5: 関連製品 :

このセクションでは、申請人は、商品および/または商標（商品に表示された状態）の画像を提出するよう要求される。

この手順は、最初に申請人が「製品の追加」（add product）を選択するところから始まる。



Home > Recordation Applications > New IPR Recordation

Notifications: 0

New IPR Recordation

Go Back

5. PROVIDE YOUR PRODUCT DETAILS

List your products and upload relevant photos of these product below.

ADD PRODUCT

No Products have been added. Click the Add Product button to begin adding your products and images.

Click the Save Products button before proceeding to the next section.

Save Products

Previous Next

Sections

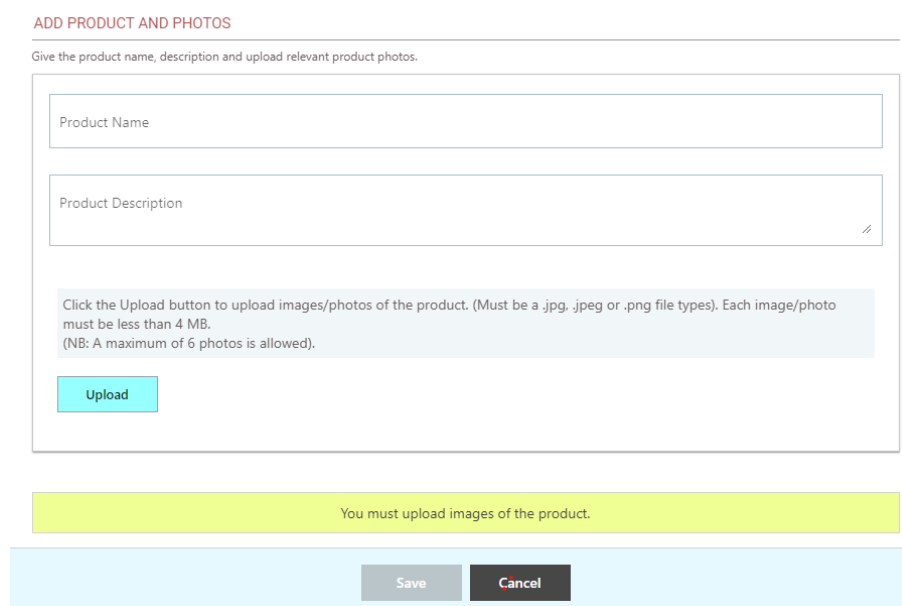
- 1 - Applicant Details
- 2 - IPR Owner Details
- 3 - IPR Information
- 4 - IPR Agents
- 5 - Related Products
- 6 - Confirmation
- 7 - Invoice
- 8 - Submitted

「製品の追加」が選択されると、ポップアップウィンドウがその位置に表示される。

そこで申請人は、製品名を入力して簡潔な説明を添えなければならない。

その後、申請人は商品の画像 6 点をアップロードすることができる。アップロード後に「セーブ」のボタンを押す。

申請人がここでアップロードできる画像は 6 点までという点に留意されたい。ただし、「製品の追加」の手順を連続して何度も繰り返すことにより、1 回につき 6 点の画像を追加することができる。以上の手順が完了したら、申請人は製品のセーブを選択して次のセクションに進むことができる。



ADD PRODUCT AND PHOTOS

Give the product name, description and upload relevant product photos.

Product Name

Product Description

Click the Upload button to upload images/photos of the product. (Must be a .jpg, .jpeg or .png file types). Each image/photo must be less than 4 MB.  
(NB: A maximum of 6 photos is allowed).

Upload

You must upload images of the product.

Save Cancel

## セクション6：確認：

次のセクションは、申請書のまとめとなる。

このページを通じて申請人の参照番号、申請手続の現状および作成日が表示される。このページは確認としてeメールにより申請人に送信される。

申請人は、このページの一番下に表示された2つの□（下図）にチェックを入れなければならない。

There are no pending legal proceedings regarding this IPR.

I certify that the information submitted in this application is true and correct to the best of my knowledge. I further understand that any false statement may result in rejection of the application. (Required)

Go Back

Next

以上の選択が完了したら、「次へ」（next）のボタンを選択することが可能になる。

2ページ目には所定の手数料の金額を示した概要が表示される。手数料の計算は、セクション3で申請人が選択した区分の数に従って、ケニア・シリング（KSH）建てで計算される。

申請人が1つの区分を選択した場合、数量は「1」（one）となる（下のスクリーンショットを参照）。

申請人はさらに、この請求書のPDFをダウンロードすることができる。この時点で請求書をダウンロードするのが最適なタイミングであるという点に留意されたい。

### INVOICE

Invoice Date: 19-Sep-2022  
Invoice Ref: 74A209190133

Billing Address:  
[REDACTED]



Anti-Counterfeit Authority  
National Water Plaza  
3rd Floor, Dunga Machakos Rd Junction,  
Industrial Area,  
P. O. Box 47771 - 00100,  
Nairobi, KENYA.

Item	Quantity	Unit Price (KShs)	Sub Total (KShs)
IPR New Recordation	1	10,837.00	10,837.00
IPR Subsequent Class	0	1,204.00	0.00
<b>Total</b>			<b>10,837.00</b>

The Total Amount due is KShs 10,837.00

The following payment methods can be used:

1. MPESA Xpress: MPESA-Xpress provides a faster and more convenient way to pay for goods and services. Simply provide your Safaricom phone number and a prompt with the requisite amount will be sent to your phone for approval.
2. MPESA Paybill Number: The amount payable can be remitted through the standard accessing Lipa na MPESA > PayBill services on your phone. Enter the ACA Paybill number; the provided code as the Account number; the required amount and finally your PIN to complete the process.
3. Credit/Debit Card: Payment by Credit and Debit Card can be done through the system by entering your valid card details and authorizing deduction of the required amount. A notification will be sent immediately funds are received.
4. Offline Payments: These include payments that are typically undertaken in the bank that may include Cash Deposit of the required amount, Electronics Funds Transfer (EFT), Real Time Gross Settlement (RTGS) and via Bankers Cheques. A copy of the proof of payment must be uploaded on the payment sections of the application process.



## セクション7：支払：

最後のセクションは、申請を完了するために申請人が実行すべき支払に関するものである。申請人が選択できる支払オプションは以下の2つである。

1. M-Pesa Xpress
2. 領収書 / 振替伝票 (Receipts / Transaction Slips)

下図の手順では、「領収書 / 支払伝票」を選択することにする。

The screenshot shows a web form titled "New IPR Recordation". At the top, there are two tabs: "M-Pesa Xpress" and "Receipts/Transaction Slips". The "Receipts/Transaction Slips" tab is selected and highlighted with a red circle and an arrow. Below the tabs, there is a section for "M-PESA XPRESS" with a logo. The text below the logo reads: "Safaricom's MPESA-Xpress provides a faster and more convenient way to pay for goods and services." Below this, there are three numbered instructions: "1. The amount to be paid is KShs 10,837.00.", "2. Please enter your Safaricom Phone Number in the space provided below and click the Send button.", and "3. You will receive a prompt on your phone. Enter your MPESA PIN to complete payment." Below the instructions, there is a text input field with the placeholder "+254" and the label "Enter Your Safaricom Phone Number. (Format +254 7\*\*\*\*\*)". Below the input field is a blue "Send" button.

領収書 / 振替伝票を選択した場合、支払に関する新たな選択肢が申請人に与えられる。すなわち、現金の納付、EFT、銀行小切手、RTGである。

The screenshot shows the same "New IPR Recordation" form, but now the "Receipts/Transaction Slips" tab is selected and highlighted with a red circle and arrow. Below the tabs, there is a section for "Receipts/Transaction Slips" with a heading "1. Indicate the type of offline payment and provide a brief description." Below this heading, there are four radio button options: "Cash Deposit", "EFT", "Bankers Cheque", and "RTGS". Below the radio buttons is a text input field with the placeholder "Description". Below the input field, there is a section for "2. Click the button below to attach your Payment Document (in PDF format only). (Must be less than 4 MB)". Below this section is a button labeled "Attachment" with a paperclip icon.

ここで申請人はいずれかの支払方法を選択し、申請を審査する財務責任者のために一種の説明を記入し、証拠として添付書類を添えることになる。

すべての手順が終了すると「詳細をセーブ」 (save details) のボタンが選択可能になり、申請人は「申請書を提出する」 (Submit Application) のボタンをクリックできるようになる。

Click the Submit Application button below to submit the Application for review by ACA.

Submit Application

申請書が提出されると、申請人がセクション 1 で指定した e メールアドレスに宛てて確認の e メールが送付される。

送付される e メールには、参照番号と登録が完了した旨の確認のみが記載される。それ以上の詳細な情報がこの時点で提供されることはない。

さらに詳細な情報は、AIMS のダッシュボードから入手することになる。

## 7 よくある質問と回答

よくある質問とそれに対する回答を以下に掲げておく。

### 7.1 一般的な事項

- この登録制度の目的は何か？

ACAの説明によれば、主な目的はACAが模倣品を特定するのを容易にすることである。登録後に（いずれは）認証マークが登録人に交付されるという事実を念頭に置いておくことが重要である。この認証マークは、ケニアに輸入される商品に表示されることになる。

- この登録制度は、ケニア国外の知的財産権の登録を要求するという点で、パリ条約などの国際条約やケニア憲法に違反しているのではないか？

これは面白い質問である。もちろん、パリ条約は（ケニア等の）加盟国に対し、自国民に与えるのと同様の権利を他の締約国（例えば日本）の国民に与えることを要求している。ケニアにおける知的財産保護の獲得という点では、ケニアは確かに自国民に与えているのと同様の権利を日本国民に与えている。

しかし、ACA登録の導入により、ケニアはほぼ確実に外国企業にとっての障壁を作り出している。他方、ケニアの国内企業がこのような障壁に直面することはない。我々は、上記の質問に回答できるほどケニア憲法に精通していないため、ケニアの専門家に意見を求める必要があるだろう。そのような専門家であれば、ケニア憲法違反の可能性が存在するか否かという疑問に対しても、意見を提供することができるかもしれない。

- この登録制度が将来的にEAC（東アフリカ共同体）諸国を初めとする他の国々に波及する可能性があるか？

制度の拡張計画については、我々は何も知らされていない。

### 7.2 運用

- 原材料と見なされるのはどのような製品か？

「商品を製造する過程で構成要素として使用される物質」と定義されている。

- 原材料に商標が表示されている場合、それは原材料に相当するか（原材料であるから登録は不要であるか）？

模倣品取締法の第32条(k)は、ブランド表示のない商品のケニアへの輸入が合法とされるのは、当該商品が原材料に相当する場合のみであると規定している。この規定を敷衍することにより、ブランドが表示されている商品は原材料ではないという論が成立するとは思われない。この問題はもちろん実際的な問題、すなわち商品が原材料か完成品かという問題である。

### 7.3 知的財産権の登録

- 登録すべき知的財産権とはどのようなものか？商標を登録するだけで事足りるのか？

当方の見解によれば、登録は商標に関するものにほぼ限られる。しかし、商標以外の形の知的財産権の登録に関する規定は存在する。

我々が ACA と行った協議から、商標以外の知的財産権の登録は段階的に行われる予定だと当局は示唆していたが、現時点では当局の狙いは商標権のみである。

- 商標をどの程度まで登録すべきか？

商標を表示した商品がケニア向けに輸出されている場合、その商標は登録すべきである。

- 商品に複数の商標が表示されている場合、どの商標を登録すべきか？

本書で先述したような理由から、我々は主要な商標/会社の商標の登録を推奨したいと思う。そのような登録はサブブランドの登録よりも高い価値を有する可能性が大きい。

- 会社の商標のみの商標登録で十分か？

前述したように、会社の商標を登録するのが最善の選択だと我々は考えている。

- 会社の商標よりも製品の商標の方が有名である場合、企業商標だけでなく製品商標の方も登録すべきか？

登録すべきである。

- 製品には商標が表示されていない場合、パッケージに表示される記述的商標を登録する必要があるか？

製品に使用されている唯一の商標が記述的商標である場合、それを登録する価値はあると思われる。

- ケニアを指定国とする国際登録を援用することができるか？

できる---ただ、審査期間がすでに経過しており、かつ、指定が有効であることを確認する必要はある。指定が登録される見込みがあると見なされた場合、ACA 登録の根拠としてその指定を援用することができる。留意すべきこととして、ケニアの知財庁にあたる KIPIT は保護認容証明を発行していないため、WIPO のデータベースの抄本で十分である。

- 弁理士に依頼する場合、商標登録の認証済みの写しは必要か？

必要ない。当事務所が要求するのは、登録証と最新の更新証明書をスキャンしたコピーのみである。

- 誰を登録人にすべきか？

多くのブランド権利者が自社の輸入業者に登録を一任することを検討しているものと思われるが、それは間違っていると我々は考える。

ブランド権利者自身が ACA への登録を行い、登録に関する詳細情報を輸入者に提供することをお勧めする。そうすればブランド権利者は登録のプロセスと登録される権利を自らの手で管理することができ、輸入者が自社の名義で商標権を登録することにより勝手に事を進めるのを確実に防ぐことができる。模倣が疑われる商品が発見された場合、ACA はその旨を当事者に通知する必要があるが、当事者がその通知に対応するための猶予期間は短い、という点は念頭に置いておくに越したことはない。

- **輸送経路途中で製品の積み替えが行われる場合はどうなるのか？**

ACA の助言によれば、商品がケニアに入国しない場合、そのような商品/権利を ACA に登録する必要はない。しかし、当事務所が助言を提供するとすれば、そのような商品（あるいは当該商品の模倣品！）が何らかのルートでケニアに入り込むこともありうると思われるため、ACA に登録しないまでもケニアでの商標登録は済ませておくべきである。

- **どのような画像を提出する必要があるか？**

この問題を扱った規定は登録規則の中にはない。ブランド権利者は、関連商標を表示した自社製品および製品パッケージの画像（あらゆる角度からの画像を提供するのが望ましい）や、ブランドの画像（カタログ等）を提供することができる。模倣品の見分け方に関する手引書等をブランド権利者が保有している場合には、見分け方に関連した画像を提供される画像に含めることも可能である。

- **ケニアで登録されている防護標章を ACA 登録の一部として利用できるか？**

利用できる。

## **8 ACA 登録制度に対する各国の企業その他利害関係者の対策**

国際企業は、新たな ACA 登録の要件に関して多大な関心と懸念を示している。当事務所の所見を以下にまとめておく。

- ACA への登録を怠ることが犯罪に相当するという点は、多くの企業の懸念の的となっている。そのため、これらの企業は現在、自社の権利の登録準備を進めつつある。輸入に関わる困難や面倒を避けるため、我々は登録を推奨している。
- 多くの国際企業が、ケニアにおいては商標権が十分に保護されていないという事実を理解している。ケニアで商標が使用される場合には、ケニア産業財産機関（KIPI）への国内登録を済ませておくことを強くお勧めする。ケニアの商標登録が存在しない場合、ブランド権利者が ACA への登録を行う際に遅延が生じることになる。ブランド権利者は、KIPI に対してケニアの国内登録を出願した上で（ケニアを指定国とする国際登録にはいくつかの落とし穴があるので推奨しにくい）、ACA への登録を行う際には他の登録の証拠を提出書類に含めることが望ましい。ケニアの商標登録が承認された場合、いずれはその事実が ACA に通知される可能性がある。
- ブランド権利者は今後、自社商標の国内登録と ACA 登録の両方の更新状況をモニターする必要があるだろう。
- ACA 登録の運用にはすでに遅滞が生じている。ACA 登録に要する期間は、法に定められた 30 日よりも長くなっているのだ。ブランド権利者ができる限り早めに、必ずカットオフ期間までに十分な余裕を見込んで、登録を開始することが強く推奨される。2022 年 12 月には駆け込み登録狙いの申請人たちが押し寄せ、大混乱が生じることが予想される。

- ACAは我々に対し、今後しばらくの間は、ケニアに輸入される真正品は未登録であっても通関を妨げられることはないと保証している。その理由は、ACAにとって当面の優先事項はデータベースの構築であると当局が感じているからである。これに対し、商品に対する防衛措置の適用は最終段階と考えられている。輸入品を対象とした通関時の取締りが現実いつ開始されるかは、現段階では判然としていない。
- 模倣品取締法を施行し、ACA登録のプログラムを創出することが、模倣品対策にとって重要であることを我々は認識している。それに、アフリカの中でそのような対策を講じている地域はほんの一握りしかなく、ケニアはそうした地域のひとつである。新たな登録制度については黎明期に付きもの問題が数多く発生する可能性があるが、長い目で見れば、模倣品と戦うブランド権利者への支援提供という面で、この制度は今後大きな役割を果たしていくことが予想される。

## 9 参照文献

<https://www.aca.go.ke>

<https://public.aims.aca.go.ke>

<https://www.aca.go.ke/recordation/commencement-of-recordation-of-ipr>

<https://www.aca.go.ke/faqs-intellectual-property-rights-recordation>

模倣品取締法（2008年法律第13号） <https://www.aca.go.ke/legislations/20-the-anti-counterfeit-act>

2021年模倣品取締（登録）規則 <https://www.aca.go.ke/legislations/299-the-anti-counterfeit-recordation-regulations-2021>

## 10 付属書 1

### 第 34B 条

1. ケニアに輸入される商品に関する商標につき現在有効な登録が存在する場合、当該商標は、その登録の場所に関わらず、所定の方法に従って当局に登録されるものとする。
2. 商標の登録を求める申請人は、当局が発行する「模倣品対策ニュースレター」に掲載される告知により、本条に基づき所定の方法で提出された申請書の承認または却下の通知を受けるものとする。
3. 一ないし複数の商標の登録を求める申請は当局宛の書面によって所定の方法で行われるものとし、申請書には以下の情報が記載されるものとする。
  - a) 商標権者（1名または複数名）の名称、正式な事業所の住所および国籍（商標権者がパートナーシップである場合には個々のパートナーの国籍；組合または有限責任会社である場合には、申請人の結成、設立または創設が行われた州、国その他の政治的法域）；
  - b) 申請に関する商標が表示される商品の製造地；
  - c) 商標が表示された商品のサンプルか、商標が表示された商品を撮影した高精度のデジタル写真画像（商品の識別と模倣品との区別に用いられる細部を適切に表現したもの）；
  - d) 商標の使用を許可または許諾された外国人または外国企業それぞれの名称（氏名）および主たる事業所の住所、および許容される使用に関する陳述書；

(e) 外国で商標を使用している申請人の親会社または子会社、または申請人と共通の所有権または支配権に服している外国企業の識別情報。

**4. 申請書には以下を添えるものとする。**

a) 登録機関が認証した登録証の現状を示す写し（現時点で申請人の名義となっている権限を示すもの）；

b) 申請書には、本法の「付表2」に記載された所定の手数料を添えるものとする：ただし、商標が複数の商品区分について登録されている場合、ACA 登録の手数料はそれぞれの区分について支払われるものとする。

**5. 商標のACA 登録および登録に基づく保護は、登録申請が承認された日付をもって効力を発生するものとする。**

**6. 商標のACA 登録は、登録申請が承認された日から1年間または現在有効な商標登録の有効期間（いずれか短い方の期間）にわたって有効に存続するものとする。**

**7. 元になる商標登録が最終的に取り消されるか無効とされた場合、その商標のACA 登録は取り消されるものとする。**

**8. ACA に登録された商標の所有権に変更があり、新たな所有者がACA 登録の継続を希望する場合、新たな所有者は直ちに、以下の規定に従って登録の継続を申請するものとする。**

a) 申請は以下の規定に従う：本条の第4項；模倣品取締法（2008年法律第13号）〔2018年改正法〕第25条。

b) 譲渡された所有権に何らかの期限が課されている場合、それらの期限を申請書に記載する。

c) 登録機関が認証した登録証の現状を示す写し（現時点で新所有者の名義となっている権限を示すもの）を提出する；

d) 本法の「付表2」に記載された所定の手数料を支払う。

**9. ACA に登録された商標の所有者の名称に変更があったが、所有権には変更がない場合、名称変更の通知書に以下を添えて当局に提出するものとする。**

a) 登録機関が認証した登録証の現状を示す写し（現時点で変更後の名称に帰属する権限を示すもの）を提出する；

b) 本法の「付表2」に記載された所定の手数料。

**10. ACA に登録された商標の所有者は、現在有効な登録が失効する30日前までに、所定の方法に従って申請書を当局に提出するものとする。**

**11. 登録更新の申請には、以下を添えるものとする。**

a) 登録機関が認証した登録証の現状を示す写し（現時点で申請人の名義となっている権限を示すもの）；

- b) 所有権の変更または所有者の名称の変更および所有者の住所および製造地の変更を記載した陳述書；
- c) 本法の「付表2」に記載された所定の手数料。
12. 本条の規定は、著作権、商号その他の形態の知的財産権についても、必要な変更を加えた上で適用されるものとする。
13. 当局は、輸入された商品が本条の規定に適合していることを確認した後、本法の「付表2」に記載された所定の料金と引き換えに、**模倣品に対するセキュリティ手段の一形態である認証マークを商品の輸入者宛に発行するものとする。**
14. 当局は、最初の輸入国がケニアであった商品を押収または破棄する権限を有するものとする。

## 11 付属書 2

### 1. 知的財産権登録の申請に関するユーザーガイドライン

#### 知的財産権の登録を申請する手順

- a) 以下のサイトにアクセスする：<https://public.aims.aca.go.ke>
- b) アカウントを開設する。アカウントの開設が済むと、ユーザーが入力した e メールアドレスを通じて、ユーザーにアカウント確認を促すメッセージが送付される。
- c) 「知的財産権者」または「弁理士」としてログインし、代理人認可のプロセスに進む。
- d) 代理人として認可されるためには、以下の情報の提供が求められる。
- 「書式 ACA15」を用いた有効な委任状（印紙税納付済みで、かつ原本の真正な写しとして認証されたもの。外国人の場合は公証人による認証を要する）
  - ケニアの法定職能団体の会員であることを示す証拠または「警備規制法」（2016年法律第13号）の遵守を示す証拠。
- e) ユーザーは、個人、パートナーシップ、会社のいずれかの資格で、以下に従って登録を申請することができる。
- 個人として申請する場合には、パスポート/身分証明書の認証済みの写しを提出するものとする。
  - パートナーシップとして申請する場合には、パートナーに関する十分な詳細情報、各パートナーのパスポート/身分証明書の認証済みの写し、パートナーシップの登記証明書を提出するものとする。
  - 会社として申請する場合には、その会社に関する詳細情報、設立証明書の認証済みの写し、納税者番号証明書（任意）を提出するものとする。
- f) 登録を希望する知的財産権のタイプ（商標、工業意匠、特許、実用新案、著作権、その他）を選択する。

#### 注意事項

- 商標については、登録証の記載に従って、該当する「ニース分類」を選択すること。
  - 工業意匠については、システムの表示に従って、該当する「ロカルノ分類」を選択すること。
  - 知的財産権者は、1個の製品に関する知的財産権登録をすべてACAに登録する義務を負うわけではない。
- g) 知的財産権に関する詳細な情報（知的財産権の名称、知的財産権の登録番号および登録満了日）を提供し、知的財産権の有効な登録証の認証済みの写しを添付する。



- h) 製造者、外国の関連事業体、親会社、子会社およびライセンサーが存在する場合、それらに関する詳細な情報を提出する。
- i) 申請人が知的財産権者である場合、システムに登録された公認弁理士のリストから代理人を選択することができる。リストを利用しない場合、知的財産権者は、代理人認可手続に従って、任意の弁理士宛に委任状（書式 ACA15）を発行することができる。
- j) 製品に関する詳細情報（製品名、製品の説明を含む）を提供し、登録された知的財産権に基づいて取引される製品すべてを表現した鮮明な画像（SKU、型式、形状変化を含む）をアップロードする。
- k) 以上の手順が済むとダウンロード可能な請求書（インボイス）が作成される。請求される料金は、商標または工業意匠の場合、最初の区分については 90 US ドル、2 番目以降の区分については各区分について 10 US ドルとなる。複数の分類が存在しないタイプの知的財産権の場合、それぞれの知的財産権につき 90 US ドルの料金が徴収されるだけである。
- l) 請求書に対して料金が支払われるが、支払方法は M-PESA（モバイル決済システム）、クレジットカード/デビットカード/EFT（電子送金）、銀行小切手または RTGS（即時グロス決済）となる。オフライン決済の場合は支払を示す証拠を添付すること。
- m) すべての支払の送金先は以下のとおりである。

**<銀行口座宛の送金>**

**口座名義人：ANTI COUNTERFEIT AGENCY**

**銀行名：KENYA COMMERCIAL BANK**

**支店名：KIPANDE HOUSE BRANCH**

**口座番号：1128466090**

**銀行コード：01**

**支店コード：101**

**<M-PESA 決済>**

**MPESA PAYBILL: 682067**

**アカウント番号：（請求書に記載された申請参照番号を入力）**

- n) 支払が完了した時点で申請書が ACA に提出され、審査が行われる。
- o) ACA は審査を行って承認の可否を検討し、すべての申請書について 30 日以内に決定を下す。

**注意事項**

- 承認決定に先立って、追加の情報が申請人から要求されることがある。
- さらに、ACA は正当な理由に基づいて申請を却下する権利を留保する。
- p) 申請が承認されると、申請人宛の e メールまたは AIMS のポータル経由で申請人に登録証が送付される。登録は 12 か月間にわたって有効に存続し、その後は 50 US ドルの年次更新料が適用される。

## 12 付属書 3

### 1. 代理人の認可を求める申請に関するユーザーガイドライン

#### 代理人の認可を求める申請の手順

- a) 以下のサイトにアクセスする：<https://public.aims.aca.go.ke>
- b) アカウントを開設する。アカウントの開設が済むと、ユーザーが入力した e メールアドレスを通じて、ユーザーにアカウント確認を促すメッセージが送付される。
- c) 「弁理士」としてシステムにログインする。
- d) ユーザーは、個人、パートナーシップ、会社のいずれかの資格で、以下に従って登録を申請することができる。
  - 個人として申請する場合には、パスポート/身分証明書の認証済みの写しを提出するものとする（代理人としての認可を申請する個人を名指した委任状が発行されていることを確認すること）。

- パートナーシップとして申請する場合には、パートナーに関する十分な詳細情報、各パートナーのパスポート/身分証明書の認証済みの写し、パートナーシップの登記証明書を提出するものとする。（代理人としての認可を申請するパートナーシップを名指した委任状が発行されていることを確認すること）。
  - 会社として申請する場合には、その会社に関する詳細情報、設立証明書の認証済みの写し、納税者番号証明書（任意）を提出するものとする。（代理人としての認可を申請する会社を名指した委任状が発行されていることを確認すること）。
- e) 申請人は、「書式 ACA15」を用いた有効な委任状のアップロードを求められる。この委任状は、印紙税納付済みで、かつ原本の真正な写しとして認証されたものでなければならない。また、外国人の場合は公証人による認証を要する。
- f) 申請人は、ケニアの法定職能団体の会員であることを示す証拠または「警備規制法」（2016年法律第13号）の遵守を示す証拠のアップロードを求められる。
- g) ダウンロード可能な請求書（請求額は10,000ケニア・シリング）が作成される。
- h) 請求書に対して料金が支払われるが、支払方法は M-PESA（モバイル決済システム）、クレジットカード/デビットカード/EFT（電子送金）、銀行小切手または RTGS（即時グロス決済）となる。手動支払の場合は支払を示す証拠を添付すること。
- i) すべての支払の送金先は以下のとおりである。
- <銀行口座宛の送金>  
**口座名義人：ANTI COUNTERFEIT AGENCY**  
**銀行名：KENYA COMMERCIAL BANK**  
**支店名：KIPANDE HOUSE BRANCH**  
**口座番号：1128466090**  
**銀行コード：01**  
**支店コード：101**
- <M-PESA 決済>  
**MPESA PAYBILL: 682067**  
**アカウント番号：（請求書に記載された申請参照番号を入力**
- j) 支払が完了した時点で申請書が ACA に提出され、審査が行われる。
- k) ACA は審査を行って承認の可否を検討し、すべての申請書について 30 日以内に決定を下す。

### 注意事項

- 承認決定に先立って、追加の情報が申請人から要求されることがある。
- さらに、ACA は正当な理由に基づいて申請を却下する権利を留保する。

申請が承認されると、申請人宛の e メールまたは AIMS のポータル経由で申請人に認可証明書が送付される。登録は 12 か月間にわたって有効に存続し、その後は 5,000 ケニア・シリングの年次更新料が適用される。

さらに詳細な情報については当局のサイト ([www.aca.go.ke](http://www.aca.go.ke)) を閲覧するか、電話 (+254-(0)-20-2225130) または e メール ([recordation@aca.go.ke](mailto:recordation@aca.go.ke)) により問い合わせされたい。

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 77

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2022年10月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。